

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
主管課	観光国際課
根拠法令等	旅券法(昭和26年法律第267号) 同法施行令(平成元年4月28日政令第122号) 同法施行規則(平成元年12月8日外務省令第11号)
<p>【改正の概要】</p> <p>旅券法の一部を改正する法律(令和4年法律第33号)及び同法施行令の一部を改正する政令が公布され、また、同法を実施するため同法施行規則の全部を改正する省令が定められ、令和5年3月27日に施行されることに伴う改正。</p> <p>○旅券法の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅券の発給申請手続等の電子化 残存有効期間が1年未満の旅券を所持する者が、新たな旅券の発給を申請する場合について、電子申請を導入。(紙申請も併存。) 2 未交付失効旅券の発行経費の徴収(第20条第2項を新設。) 一般旅券の発給を申請したが、発行から6ヶ月以内に旅券を受領せず、その効力を失わせた者が、失効後5年以内に再度、旅券の発給を申請したときに徴収する手数料を新設。 3 旅券の査証欄の増補の廃止(第12条を削除。) 査証欄に余白がなくなったときの査証欄増補に関する規定を廃止。 <p>○条例改正の主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛媛県手数料条例 <ol style="list-style-type: none"> (1) 未交付失効旅券の発行経費の徴収(別表6の表17の項) 旅券法第20条第2項に該当する場合の手数料4,000円を新設。 (2) 旅券の査証欄の増補の廃止(別表6の表21の項) 一般旅券査証欄増補手数料500円を廃止。 2 愛媛県事務処理の特例に関する条例(別表26の2の項) <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請の電子化の導入に伴う市町が処理する事務の新設。 <ol style="list-style-type: none"> ① 改正後の(5)として新たに記載事項変更又は切替申請における現有旅券の確認に関する事務を規定。 ② 改正前の(6)を改正後(7)に移行し、「現有旅券の受理に関する事務」を規定。 (2) 査証欄増補の廃止等 (8)の「査証欄の増補に係る事務」を削除し、改正前の(6)に加えて「現有旅券の受理に関する事務」を規定。 	
施行日	令和5年3月27日
【その他参考事項】	